

千葉市職員措置請求（20千監(住)第2号）に係る監査の結果について

1 請求人 (略)

2 請求日 平成20年5月2日

3 請求内容

平成19年度に支出した千葉朝鮮学園振興協議会（以下「協議会」という。）への負担金1,442,000円を市に返還させるよう市長に勧告すること。
また、平成20年度の協議会への公金支出をやめるよう市長に勧告すること。

4 対象事項

準学校法人千葉朝鮮学園（以下「千葉朝鮮学園」という。）に補助を行っている協議会に対し平成19年度に支出した負担金が、違法又は不当な公金の支出であるか否か。
また、協議会に対し平成20年度に支出する予定の負担金が、違法又は不当な公金の支出であるか否か。

5 監査結果

(1) 結論

協議会に対し平成19年度に支出した負担金が、違法又は不当な公金の支出であるとは認められない。また、協議会に対し平成20年度に支出する予定の負担金が、違法又は不当な公金の支出であるとは認められない。

(2) 理由（要旨）

ア 市の協議会への支出の性格について

市の協議会に対する支出は、地方自治体間の協議による「負担金」として、協議会が定める会則に基づき支出されているものであり、予算会計規則等に基づき、所定の手続により支出されている。

請求人は、千葉市私立高等学校等教育設備整備事業補助金交付要綱に基づかないのは違法であると主張するが、会則に基づき、負担金として支出されているものであり、同要綱に基づかないことをもって、支出の手続が違法となるわけではない。

イ 協議会の実態について

請求人は、協議会について、看板、机等が無く職員の対応が曖昧で要領を得なかったことを理由に実態がなく、架空の団体であるとし、また、会則も無効である旨主張している。

しかし、協議会は、専ら負担金を受けて千葉朝鮮学園への補助の事務のみを行うものであるから、船橋市教育委員会の職員が事務局員を兼務して対応することで十分と考えられる。

また、協議会は、毎年会員市町の代表者会議を開催し、補助について協議を行うほか、随時、情報交換を行っていることなどから、協議会として必要な実態を備えていると認められる。

ウ 本件負担金支出の適法性について

本件負担金は、実質的には、自治法第232条の2に定める「補助」の性格を有すると言える。

そうすると、協議会から千葉朝鮮学園への補助も、地方自治体が直接行う補助と同様に公益性や必要性が求められ、また、交付手続が適正に行われていることが必要である。

(ア) 協議会の事業について

市が公金を支出する以上、協議会の事業に公益性のあることが必要である。

千葉朝鮮学園への補助は、朝鮮民族児童生徒に対し、日本人児童生徒と同様に基礎的教育を受ける機会が与えられなければならないところ、学校を設置する法人の財務基盤が脆弱であり、県からも補助が行われていること、他の政令市等も類似の補助が行われていることからすると、公益性があり、補助の必要性が認められる。

(イ) 協議会方式について

協議会方式は、千葉朝鮮学校が県内唯一の朝鮮学校であり、児童生徒は県内市町から通学しているため、当該各市町がその人口規模と在籍する児童生徒数により、応分の負担をする仕組みとして有益である。

また、当該方式は、資金の確保が容易であり、会員市町がそれぞれ行うのに比して効率的といえ、さらに、在籍児童生徒数が少ない市町も参加しやすいなど、会員市町にとって利点があると認められ、首肯できるところである。

(ウ) 協議会への負担金の額について

千葉朝鮮学園への補助には公益性があり、協議会方式には合理性が認められるが、金額が妥当な範囲内であるかについても確認する。

市の負担金の市内に在住する児童生徒1人あたりの平成17年度から19年度までの平均額は29,687円、会員市町の負担金総額に対する児童生徒1人あたりのそれは、45,258円であるが、これらを市が市立小中学校に通学する児童生徒1人あたりに対し支出した平均額（人件費及び学校建設費等を除く）である76,585円と比較すると、決して高額ではない。

(エ) 協議会の補助金交付手続について

交付手続については、8月頃に代表者会議を開催し、負担金の額を決定し、諸手続は、会員市町の標準的な手続や様式を用いて行われ、9月頃には交付申請書が提出され、12月頃に補助金を交付し領収書が徴されている。補助金の実績報告は、事業年度終了後の5月中に提出を受け、学校の振興を図るための費用に広く使われ、その効果として、学生達も勉学に励み日本学校の学生達とスポーツ交流にも力を入れることができたなどと記載され、協議会事務局で内容を確認のうえ、会員市町に報告されている。

定額をもって交付され、精算手続を伴わない補助金でも、目的達成のために適正に使用され、その効果を挙げているか確認を行うことは必要であるが、協議会の補助金の交付については、上記の諸手続や実績報告書の確認により適正に処理されているものである。

以上のとおりであるから、本件負担金の支出については、適法なものと認められる。